

# 会 議 録

令和3年度第5回宮古島市教育委員会（定例会）		
日 時	令和3年7月28日（水） 開会：午後2時 閉会：午後4時18分	
場 所	宮古島市役所 3階 会議室	
出席委員名	教育長 大城 裕子 教育長職務代理者 中尾 忠禰 教育委員 渡久山 ひろみ 教育委員 下地 一美 教育委員 新城 久恵	
事務局員	(教育部長) 部長：上地 昭人 (生涯学習部) 部長：楚南 幸哉 (教育総務課) 次長兼課長：砂川 朗 課長補佐：古謝 勝広 総務係長：米田 美香	
説明員	(学校教育課) 与那覇課長 砂川指導主事 (教育研究所) 平良所長 (生涯学習振興課) 湧川課長 梶原主幹 平良補佐	
議案等	件 名	結 果
承認事項	会議録署名委員の指名について	
報 告	会議録の承認について（令和3年度第4回教育委員会（定例会）） 教育長報告	承 認
議案第10号	宮古島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について	可 決
議案第11号	実践研究宮古島市ラウンドテーブル事業実施要綱の制定について	可 決
議案第12号	宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	可 決
議案第13号	宮古島市歴史文化資料館設置条例について	可 決
議案第14号	宮古島市歴史文化資料館設置条例施行規則について	可 決
議案第15号	宮古島市文化財保護審議会委員の委嘱承認について	可 決
議案第16号	宮古島市史編さん委員委嘱承認について	可 決
そ の 他	コロナ感染症対策に係る状況報告（児童生徒・外部施設）	

## 会 議 録

大城教育長	<p>これより令和3年度第5回教育委員会（定例会）を開催します。</p> <p>本日は、全員出席です。</p> <p>それでは、日程第1「会議録署名委員の指名について」です。本日の会議録署名委員に、渡久山ひろみ委員を指名します。よろしくお願ひします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第2「会議録の承認」です。</p> <p>令和3年度第4回の教育委員会会議録です。</p> <p>しばらく時間をおきますので確認をお願いします。</p> <p>ご意見、質疑等あればお願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">（質疑なし）</p> <p>それでは、第4回教育委員会（定例会）会議録について承認としてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p> <p>日程第2「会議録の承認」については、承認とします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第3「教育長報告」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
教育総務課 砂川次長	<p style="text-align: center;">（ 資料を読み上げて説明 ）</p>
大城教育長	<p>説明が終わりました。 質疑等あればお願ひします。</p>
下地委員	<p>宮古豆記者交歓会について、交歓会が中止になるという事なのか詳細を教えてください。</p>
大城教育長	<p>宮古豆記者交歓会の担当、濱川先生、教育事務所の安田指導主事が、去年に引き続き今年度の中止の報告、活動支援の継続をお願ひしたいという事でお見えになりました。児童生徒が北方領土の視察、国会議事堂の訪問や皇太子様や天皇陛下にお会い出来る等、貴重な体験ができる事業ですので、教育委員会としても支援は継続していきたいと思ひます。</p>

下地委員	<p>この先も中止という事ではないですよ。 むしろ応援して頂き、継続していけるよう費用の面で助成して頂きたい。 このような貴重な体験は、人間形成において多大な影響を与えますので、人材育成という事でお力添えを頂きたいと思います。</p>
大城教育長	<p>他に質疑等ございませんか。 質疑ないようですので教育長報告については承認とします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第4「議案第10号 宮古島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」を議題とします。 それでは、説明をお願いします。</p>
学校教育課 与那覇課長	<p>議案第10号についてご説明いたします。 (資料に基づき説明)</p>
大城教育長	<p>説明が終わりました。質疑等があればお願いします。</p>
中尾委員	<p>具体的な数字、何時間という事に関して法律等で定められているのか、市独自で算出された数字なのかを伺いたい。</p>
学校教育課 与那覇課長	<p>(資料の) 根拠法令で示されたものに基づいての数字になります。</p>
新城委員	<p>校長先生が職員の勤務状況をチェックしていくという事ですが、結果や実施内容を確認する為の報告等がありますか。</p>
学校教育課 与那覇課長	<p>昨年度より、文科省から県を通して調査がありまして、昨年度の11月にシステムを導入し、9月に実施される調査で、上半期分を報告する予定です。 各学校・委員会で、時間外勤務時間等が一覧で見える事が出来ます。</p>
教育部長	<p>校務支援システムの中に出退勤システムを組み込み、試験的に昨年11月からスタートさせております。これは個人の集計、学校の平均、場合によっては他地域とデータの比較も出来ますので、自分の学校がどの様な位置付けになっているのか、一目で分かるようになっています。 学校の働き方改革は全国的に問題になっており、宮古島市でも学校職員の</p>

<p>大城教育長</p> <p>新城委員</p> <p>上地教育部長</p> <p>大城教育長</p>	<p>時間外勤務は把握出来ていない状況でした。</p> <p>きちんと打刻をする事で、部活動対応時間、時間外勤務も把握でき、働き方を掴む事が大事です。</p> <p>学校長にも公的な義務も生じますので、委員会としては見える化して、定期的に校長先生方に指導していかなければなりません。今はその段階です。</p> <p>各学校単位で業務の効率化、スリム化を図り、それが働き方改革に繋がるのだと思います。今回、データを基に状況を把握し、先生方の心身の健康を守っていければと思います。</p> <p>宮古島市の状況、県との比較等、報告を頂ければと思います。</p> <p>毎月システムで確認出来ますので、定期的に委員会で状況報告をさせて頂きたいと思います。</p> <p>他に質問等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)</p> <p>それでは、「議案第10号 宮古島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」は、原案のとおり可決とします。</p>
<p>大城教育長</p> <p>教育研究所 平良所長</p> <p>大城教育長</p> <p>大城教育長</p>	<p>次に日程第5「議案第11号 実践研究宮古島市ラウンドテーブル事業実施要綱の制定について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p> <p>議案第11号について説明します。 (資料に基づき説明)</p> <p>説明が終わりました。質疑等があればお願いします。</p> <p>現在、福井大学連合教職大学院で、狩俣小下地教頭、多良間中上里教諭の2名が院生として学んでおります。学んだ事を宮古島市でも共有しながらラウンドテーブルの事業を実施し、他都道府県や大学院の先生方も参加して学ぶという事業になります。</p>

中尾委員	<p>年に何回行われるのか。</p> <p>要綱を定める事により、来年度以降も実施されますか。</p> <p>実行委員は福井大学連合教職大学院の院生4人以内とあるが、宮古島市出身者以外でもいいという事でしょうか。</p>
教育研究所 平良所長	<p>今年を初年度として毎年行います。</p> <p>宮古島で実施される集中講座の翌日に、開催する予定です。</p> <p>実行委員は院生が基本ですが、宮古島市開催ですので、委員長はこちらから選出します。有志を募り企画して開催していくという事です。</p>
大城教育長	<p>宮古からの院生が実行委員となって、毎年開催されるという事です。</p>
中尾委員	<p>院生がいない期間がある場合でも、毎年開催されるのですか。</p>
教育研究所 平良所長	<p>今回院生が入った事により、学校がかなり活性化されていますので、効果が確実に広がっており、（院生）の応募が増える事が想定されます。</p>
新城委員	<p>実施主体が宮古島市教育委員会となっていますが、福井大学は入らないのですか。</p>
教育研究所 平良所長	<p>福井大学は共催になります。</p>
新城委員	<p>実行委員は何名位になりますか。</p>
教育研究所 平良所長	<p>委員長・副委員長も含めて4人以内になります。</p>
新城委員	<p>参加対象者は市立幼稚園教諭も対象となっていますが、こども園や私立幼稚園の教諭等も含まれますか。</p>
教育研究所 平良所長	<p>含まれます。広く公募しますので、社会教育のスペシャリストや、園児に携わっている教諭等も対象となります。</p>

大城教育長	<p>他に質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)</p> <p>それでは、「議案第11号 実践研究宮古島市ラウンドテーブル事業実施要綱について」は、原案のとおり可決とします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第6「議案第12号 宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p>
生涯学習振興課 平良補佐	<p>議案第12号についてご説明いたします。 (資料に基づき説明)</p>
大城教育長	<p>説明が終わりました。質疑等があればお願いします。</p>
中尾委員	<p>体裁について質問します。議会にあげる条例案に関して、市長名での資料が添付されていたかと思いますが、必要ありませんか。</p>
教育総務課 砂川課長	<p>条例は、市長部局で開催されます例規審査会にて字句等のチェック、内容の確認等がありまして、その後、教育委員会の承認を受け、議会に送付する事になりますが、今回は例規審査会を8月6日に予定しており、それを経て教育委員会定例会の議案として提案し、委員会での議決後では9月議会への提案に間に合わない事から、先に教育委員会に諮り、字句等の修正があった場合には速やかに修正し、報告するという形で対応したいと考えています。</p> <p>市長名の入った資料は、先に議案として提案ではなく、委員会としての議決が必要であるという考えから、委員会で承認後に議会へ市長から議長宛で送付という形になります。</p>
下地委員	<p>使用不可となった城辺トレーニングセンターの条例を廃止して、新たに砂川中学校の体育施設使用を条例適用するという事ですよ。城辺トレーニングセンターはいつ廃止になりましたか。</p>
生涯学習振興課 湧川課長	<p>昨年8月1日からになります。</p>

下地委員	<p>廃止の根拠は？老朽化して使用すると危険であるから使用廃止ですか？ 立て替えの見通しはありますか？</p>
生涯学習振興課 湧川課長	<p>市では公共施設の統廃合計画を進めおり、城辺トレーニングセンターに関しては雨漏り、床の腐食などから使用が激しい状況であった為、昨年の8月1日から使用不可とし、解体する方針となっています。砂川中学校の体育館が使用出来る状態にありますので、城辺地区の皆様には是非そちらを使用して下さいと考えております。</p>
下地委員	<p>城辺トレーニングセンターは地域への貢献度が非常に高く、城辺町時代からの財産であります。廃止になって中学校の体育館をという事ですが、位置的な問題もあるし、市の財政、費用対効果の面もあると思うが、地域振興という意味で旧町村部にも体育施設は必要ではないかと思えます。今後の課題として検討してもらいたい。</p>
生涯学習振興課 湧川課長	<p>上司の方とも相談していきたいと思いますので、ご了承下さい。</p>
大城教育長	<p>他に質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)</p> <p>それでは、「議案第12号 宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決とします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第7「議案第13号 宮古島市歴史文化資料館設置条例について」を議題とします。 それでは、説明をお願いします。</p>
生涯学習振興課 梶原主幹	<p>議案第13号が条例で、議案14号がその施行規則になりますので、一括で説明させて頂いても宜しいでしょうか。</p>
大城教育長	<p>宜しくお願い致します。</p>
生涯学習振興課 梶原主幹	<p>では説明いたします。 (資料に基づき説明)</p>

大城教育長	説明が終わりました。質疑等があればお願いします。
下地委員	議案第13号の表紙。提案理由の文言について（訂正の指摘）
生涯学習振興課 梶原主幹	大変申し訳ありません。ご指摘のとおり提案理由の文言がおかしいという事で事前に資料の差し替えを行っております。議案14号も併せて差し替えをお願いします。
下地委員	議案第14号の施行期日が空欄になっているのは何故ですか。
生涯学習振興課 梶原主幹	条例の施行日と同日でと考えております。
	議案書の差し替え（第13号・第14号）
大城教育長	先程説明のありました提案理由は、お配りしました資料のとおりとなります。ご確認下さい。
	13号・14号議案について他に質問はありますか。
中尾委員	13号議案の施設の使用許可において、宮古上布の団体に特化する意図について伺いたい。 14号の申請書に関して「教育長様」という宛名に違和感を感じます。
生涯学習振興課 梶原主幹	宮古上布に特化している点について、途絶えようとしている伝統技法を、積極的に保護していくという事は非常に重要な事と考え、宮古上布を積極的に保護していくという意味で意図的に明記しております。
生涯学習振興課 湧川課長	宮古島市の条例等に定めている申請書の様式は全部「様」に統一されています。
生涯学習振興課 梶原主幹	最近の傾向としては、あえて「殿」を使っていたものも、「様」に変更されていますので、意図的に「様」を使っております。



中尾委員	<p>「宛」が適当ではないのか。これはあくまでも個人の主観的な意見です。1点目の問題に関して、他の委員の意見も伺いたいと思います。</p>
教育部長	<p>条例の附則の中で、（施行期日）この規則はとあるがこれは条例なので気をつけて下さい。</p>
大城教育長	<p>宮古上布の特化の件について、何か意見はありませんか。</p>
新城委員	<p>条例の第1条（設置）の中で宮古上布に関して謳っており、宮古上布に関する技能継承を特化するという意図が読み取れます。個人的にいいのではありませんかと思います。</p>
生涯学習振興課 湧川課長	<p>宮古上布を強調して明記しておりますが、これまで織物協同組合で教場を開き、使用料を支払って教室を開催していました。</p> <p>砂川中学校の空き教室を利用する事で使用料は発生しませんし、予約等も無く気軽に参加できる。宮古上布保持団体、ブーンミ保存会がすぐにでも使えるようにしていきたいと考えて、敢えて強調しております。</p>
大城教育長	<p>同じ場所で備品の管理が出来、尚且つ教場として使えるという事です。</p>
新城委員	<p>織物組合との兼ね合いが心配にはなります。</p>
生涯学習振興課 湧川課長	<p>今年度、観光商工課、織物事業協同組合、生涯学習振興課、保持団体、織物組合の5者で、宮古上布を盛り上げていく方向で話し合いを行っております。（団体間の）壁があるという訳ではなく、（資料館が）わだかまりになるという事ではありません。宮古上布をアピールしていこうという事です。</p> <p>また、観光商工課にANAの出向社員がおりまして、この方を中心に全国に向けてPRしていこうという活動をしています。</p>
新城委員	<p>施行日が10月1日となっておりますが、その意図を教えてください。</p> <p>中学校の図面が分からないが、施設の使い方について教えてください。</p> <p>休館日は宮古島市の休日を定める条例の規定を準用するとありますが、カレンダーでいう休日という事ですよね。平日行ける方しか利用できないので、利用しやすいように、第何日曜日は開けますという様な配慮は出来ませ</p>

<p>生涯学習振興課 梶原主幹</p>	<p>んか。</p> <p>砂川中学校への移転がぎりぎりに決定し、条例の制定が間に合わなかった為、直近の9月議会後という事での施行日となっています。既に団体の皆さんは移転し、活動を開始しています。</p> <p>現時点、砂川中学校は行政財産という形になっており、行政財産の使用許可という形で使用し、議決後、条例の施行日以降はこれに基づき使用してもらうという事になります。引っ越しをして片付けをしながら、活動しているという状態です。</p> <p>休日の件については、宮古島市の休日を守る条例の第2条で、休日に業務をする事を妨げないとなっていますので、原則的には休日は閉館ですが、保存会の皆さんが休日に開きたいというのであれば、一向に構わないという事になります。職員の配置も考慮した上で、必要があればその都度開館するという事を想定しております。</p>
<p>生涯学習振興課 湧川課長</p>	<p>現在、市史編さん室と資料室が入っており、職員室を中心に主に収集物を展示しています。2階の正面に向かって右側は体験できるようなスペースを考えており、宮古上布の団体と話を進め、紙すき体験で卒業証書等を作れないかと考えております。</p> <p>例えば、学校の遠足などで屋外運動場を利用し、雨天の場合は体育館もありますし、ブーンミ、紙すき体験をしてもらう。体験で作った卒業証書を自分でもらう事が出来ないか、という様な使い方を思案しているところです。</p> <p>多くの皆さんがワクワクするような体験、小学生の皆さんへ、宮古上布について教える事ができる歴史資料館になればと考えています。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>埋蔵文化財の展示がまだ完了していませんが、イメージしづらいと思いますので、ご希望があれば砂川中学校に視察にいければと思います。</p>
<p>新城委員</p>	<p>こども達の体験の場が増えるというところで、非常に楽しみにしております。宜しくお願い致します。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>他に質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)</p> <p>それでは、「議案第13号 宮古島市歴史文化資料館設置条例について」と</p>

	<p>「議案第14号 宮古島市歴史文化資料館設置条例施行規則について」は、原案のとおり可決とします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第9「議案第15号 宮古島市文化財保護審議会委員の委嘱承認について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p>
生涯学習振興課 梶原主幹	<p>議案第15号についてご説明いたします。</p> <p>(資料に基づき説明)</p>
大城教育長	<p>説明が終わりました。質疑等があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
大城教育長	<p>質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
大城教育長	<p>それでは、「議案第15号 宮古島市文化財保護審議会委員の委嘱承認について」は、原案のとおり可決とします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第10「議案第16号 宮古島市史編さん委員委嘱承認について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p>
生涯学習振興課 湧川課長	<p>議案第16号についてご説明いたします。</p> <p>(資料に基づき説明)</p>
大城教育長	<p>説明が終わりました。質疑等があればお願いします。</p>
下地委員	<p>市史編さん委員会規則第5条(委員長及び副委員長)で委員会に委員の及び副委員長を置きとあるが、委員長及び副委員長を置きではないですか。</p>
大城教育長	<p>訂正致します。</p>
大城教育長	<p>他に質問等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
大城教育長	<p>それでは、「議案第16号 宮古島市史編さん委員委嘱承認について」は、原案のとおり可決とします。</p>

大城教育長	次に11程第11「その他」で何かありますか。
教育部長	7月の21日から小中学校が夏休みに入っておりますが、小中学生3名の陽性者がでております。今後ワクチンの接種も進みますが、デルタ株が若年層にどのような影響を及ぼすのか、非常に気になるところです。夏休み期間中は各自、各家庭で過ごし、2学期は児童生徒が元気に登校する事を祈るばかりです。2学期も引き続き、学校にウィルスを持ち込ませないという強い姿勢で望んでいきたいという事で、現状の報告を終わります。
新城委員	子ども達が遠征やコンクールに行っています。簡易検査キットが配布されるという話も聞きましたが、今遠征に行っている子ども達は、検査を行って島内に戻るのでしょうか。部活動を継続していくにしても、今週からその動きもあるのかと思ひまして。
教育部長	修学旅行や中体連の開催で、非常に懸念しています。部活は原則中止ですが、文科省からの通知により、中央大会に派遣される生徒、若しくはそれに関連する大会については禁止しておりません。開催者・保護者で感染症対策を徹底して行うようにという事で、特に帰る時にPCR検査を受けなければならないという指示はしておりません。
新城委員	ワクチン接種対象外の子ども達から感染者が出ている中で、教育委員会として子ども達を守るという事で何かをしなければいけないのかと考えます。抗体検査キットが確か高校に配られるといった話があったのかなと思ひまして。
教育部長	その点につきましては前に説明しましたが、これまでは保健所が濃厚接触者として決定しなければ検査は受けられなかったが、PCR支援センターが発足後、宮古では支援センターでやるよりも、保健所が管轄した方がスピーディーだという事で、保健所が率先してやるという事で、PCR検査が広がっています。学校が休みに入る前、平一小で陽性者が出た時に、クラス・部活全員に保健所の指示で一斉に検査を実施しました。栄作主事、那覇に大会等に行った帰りに、PCR検査を受けるように指示していますか。



学校教育課 砂川指導主事	委員会としては検査をするように周知はしていません。県からも徹底するようにとの文書も来ていません。
教育部長	実際に受けた、受けなかったの情報がありますか。
学校教育課 砂川指導主事	県立高校宛ての文書の中では、「全国大会等に参加する場合には検査を推奨する。」となっていますが、地域のレベルまではやっていません。
教育部長	<p>小学6年から中学3年までのワクチン接種、推奨は出来ませんし、学校での集団接種も出来ません。なるべく小児科に親御さんが連れて行って受けて欲しいと思います。</p> <p>生活環境部長に確認したところ、集団接種の中で親御さんに連れられてくる子どもは多いという事です。何割かは把握していないようですが、想定したよりは来ていますとの事でした。デルタ株が増えてきているので、親御さんも危機感を持っていると思われます。</p>
中尾委員	うちの子どももバスケットで石垣に行ってきましたが、体温管理・体調管理等、徹底していました。
教育部長	そこら辺に関しての周知は徹底していると思います。
中尾委員	PCR検査まではないですけど。
新城委員	実際には分かりませんが、感染したお子さんが無症状だったと聞いていて、感染者が出て周りが濃厚接触者になるという中で、島外・県外に出たり人の流通が活発な中でPCR検査は出来ないにしても、抗体検査ありますよね。それがどこまでOKなのかというのは、難しい部分ではありますが、確か抗体検査キットを無料で国がするという、文科省の公文を読んだ覚えがあります。
教育部長	これは濃厚接触者じゃなくてもですか。
新城委員	大学進学等に関する移動がありますよね。抗体検査キットを必要に応じて提供するというような文書を読んだ覚えがあります。

<p>教育部長</p>	<p>情報が非常に錯綜していて、県外から沖縄に入ってくる観光客を無料でPCR検査するという記事が出た事もあります。</p> <p>高校は分かりませんが、小中学校においてはそういう事は無いです。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>検査に関して情報はありますか。</p>
<p>学校教育課 砂川指導主事</p>	<p>今仰ってるのは、受験シーズンに関しての情報ですか。義務教育課としての情報としては見ていないです。担当として感じているのは、学校としては感染経路が追えている状態です。家庭内感染が主ではありますが、そういう事によって経路が分かって、現状から保健所の指導で濃厚接触者が特定出来て、検査をしている。今はこれで対応出来ていると思います。</p> <p>これから先、無症状で市中内感染が起きてくると、PCR検査をどうしていくのかという事も検討課題となっていくと思います。</p> <p>今現在は追えている状態ですが、沖縄本島で市中内感染が広がって行く中、遠征等、交流が出てくると厳しくなっていくと感じます。</p>
<p>新城委員</p>	<p>学校行事等、集団で島外に出るという事に関して、学校側で子ども達を守る、予防するという対策は離島でありますし、医療体制も脆弱でありますので、他の市町村よりもよりシビアに対策をしなければならないと思います。PCR検査がOKであれば遠征に行った子ども達は、PCR検査を受けて大丈夫だねという形で帰島する。保護者は子どもが遠征に行った際、戻ってきて検査を受けないと仕事に行けないのか等。（遠征に）不安材料がくっついて、応援する気持ちはあるが、コロナへの不安がある。</p> <p>委員会で予算を確保し、検査ができるように考えてもいいのではないかと思います。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>検討したいと思います。</p>
<p>教育部長</p>	<p>それについては国・県から指示があり、予算措置をしてもらわないと、市単独でやりますとはこの場では言えません。何らかの方向性が見いだせないのか、市長とも話し合っていきたいと思います。</p>
<p>新城委員</p>	<p>宜しく願います。</p>

大城教育長	他に何かありませんか。
中尾委員	コロナ関連で、学校休業の時もそうでしたが、施設の管理に関して担当部署により使用の有無がわかれている。一元管理されていないで情報が錯綜したりしている。
大城教育長	それは、事前に質問されたいと仰っていた件ですか。
中尾委員	そうです。
大城教育長	非公開とさせて頂いていいですか。
教育部長	閉会をしたらどうですか。
大城教育長	では、これをもちまして本日の日程をすべて終了させていただきます。それでは令和3年度第5回高古島市教育委員会（定例会）を閉会します。 お疲れ様でした。
	(内容を議事録に残した方がいいという事で)
大城教育長	先程閉会としましたが、閉会を取り消させて頂いて一旦休憩と致します。  再開します。 その他で、他に質問等ございませんか。
中尾委員	教育委員会で管轄する施設について、以前の学校休業、緊急事態宣言の際に、親御さんの方から何故公園を閉めるのかという話がありました。また、一部開けている公園もあり、ばらつきがありました。情報をホームページ等に出しているとは思いますが、それが市民に伝わっていないという事があり、今回、蔓延防止措置から緊急事態、更に延長になって、一時は閉めていた施設が、蔓延防止措置、緊急事態宣言中に、気づいたら開いていたという話があり、問い合わせたところ開いていて、確認すると、県の指針に基づいて段階を踏んで開けたという事が分かりましたので、その方に説明したのですが、委員会の会議で承認していますかと仰ったので、承認というかこれは専決事

	<p>項であるとか、この辺は詳しくやるものではないかもしれないですよ。という話はしたのですが、出来るのであればきちんとした情報共有をした上で、平等性を担保するという意味では、幅広く開いているという周知はした方が良いという意見です。</p> <p>また、この件に関して委員会でもきちんと情報共有をする意味で、定例会の中で意見を言わせて頂きました。よろしければ経緯についてお話いただければありがたいです。</p>
大城教育長	<p>蔓延防止等重点措置の対象地域から、緊急事態宣言が出されて、教育委員会は所管する施設の開館・閉館について、議論を重ねながら決定して参りました。この件に関しては生涯学習振興課の湧川課長から、5月末から6月中旬にかけての状況説明をお願い致します。</p>
生涯学習振興課 湧川課長	<p>感染症対策について県からの通知により、生涯学習部が所管する施設の開館・閉館については、部長・各館長を含め話し合い、教育長へ報告後、決定しております。</p> <p>また緊急事態宣言期間中の開館については、沖縄本島の感染者数に比べ、宮古島市の感染者数が少なかった事から、市民からの意見、市の感染状況を参考に開けるという決定をしました。感染者が増えた場合には閉めるという方向で、現在もその様な感じです。</p> <p>学校教育課へ県から届いている通知で、県大会・九州大会・全国大会へ派遣がある大会等については、開催するよという通知がございましたので、それに基づき学校施設では開催出来ないものに関しては、生涯学習部の施設での開催を、感染防止対策を徹底してもらい許可しております。</p> <p>また、大会前の練習等の使用に関しましても、県から指定されている時間内(90分)で、学校長より使用申請を提出後、許可しています。</p> <p>周知に関しましては、健康増進課で取りまとめている市長の記者会見資料と一緒に各マスコミ提供し、健康増進課がホームページに掲載しており、それに対応していたつもりです。</p>
中尾委員	<p>受け手側の心象ですよ。そういう事がありましたと共有できればと思います。</p>
大城教育長	<p>緊急事態宣言が延長になりましたが、教育委員会では6月24日から各施設</p>



<p>教育部長</p>	<p>の制限を緩和した。という状況です。</p> <p>ホームページも見ている人、見ていない人がいて、新聞記事や記者会見でも発表するが、状況によって変わる事もあります。</p> <p>本来であれば全部止めてしまいたいのだが、いろいろな条件・用件があり、指示も微妙に変わるわけですね。毎日変わっていくわけです。</p> <p>また県からの文書を基に、教育長へいろいろな要望がありますので、部内で相談しながら進めているというのが現状です。市民にリアルタイムで伝わっていいないところに不満がでていると思いますので、今後はなるべく速やかに情報を発信していくように調整していきたいと思います。</p>
<p>中尾委員</p>	<p>出したら出したで、何でという人が又いますよね。</p>
<p>上地教育部長</p>	<p>修学旅行も実施してもしなくても苦情が来る。部活も然りです。本来、教育委員会としては全て推奨するものではありません。全て止めたいのですが、そうはいきませんので悩むところです。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>修学旅行に関しては、延期若しくは縮小という事で、市内の小学校も再々延期をし、縮小して実施しているところもあります。各学校、対応に苦慮されている事と思います。</p> <p>施設に関しても状況を見極めつつ、しっかり話し合いをしながら対応していきたいと思います。</p>
<p>中尾委員</p>	<p>教育長始め、部長、課長、みなさん板挟みになったり、かなりご苦労されていると思いますが、みなさんのご意見、知恵を出し合って、我々もやることはやりますので、情報共有とかですね。宜しく願い致します。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>他にございませんか。なければ以上をもちまして、本日の日程を終了致します。これで令和3年度第5回宮古島市教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。</p>
	<p style="text-align: right;">       教育長 大城 裕子         会議録署名委員 渡久山ひろみ  </p>